

はんしんICカード特約規定

2020年4月1日現在

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行する「キャッシュカード」・「ローンカード」のうち、ICチップが付加されたカード(以下「ICカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約で定める事項は当金庫「キャッシュカード規定」「ローンカード規定」で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫「キャッシュカード規定」「ローンカード規定」により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫「キャッシュカード規定」「ローンカード規定」の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のICカードが利用できる預金機(以下「ICカード対応預金機」といいます。)を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる支払機(以下「ICカード対応支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる振込機(以下「ICカード対応振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

3. (1日あたりの払戻限度額・回数)

- (1) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機を利用した1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しはICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 前記第1項にかかわらず、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻し回数は、ICチップ提供機能を利用した払戻し回数とICチップ提供機能を利用しない払戻し回数のそれぞれについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

4. (振込カード機能)

- (1) 当金庫のICカード対応振込機を利用して振込を行う場合には、ICカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先に関する情報(以下「振込情報」といいます。)を、当金庫所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。
また、ICカードを再発行・更新発行する場合には、新しいICカードには当該振込情報は引き継がれません。

5. (ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時の取扱い)

ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

6. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等により、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。
この場合、当金庫の所定の手続きにしたがって、速やかに当店にICカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

7. (ICカードの有効期限)

- (1) ICカードの有効期限は、2049年12月の末日までとします。
- (2) ICカードの有効期限経過後は、ICカードの利用はできません。
- (3) ICカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいICカードを届出住所あてに事前に送付します。有効期限が到来したICカードは当店に返却していただくか、本人の責任においてICチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。なお、返却または破棄しなかったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

8. (ICカード発行時における手数料の取扱い)

- (1) 新規発行、更新、再発行でICカードを再発行する際には、当金庫の手数料表で定める手数料をいただきます。
- (2) 有効期限到来によるICカード更新時の手数料は、当金庫所定の日に通帳および払戻請求書なしに、当該ICカード発行口座から自動的に引落しします。
- (3) 当金庫所定の期限までに手数料の引き落としができない場合は、当該ICカードの利用を停止させていただく場合があります。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上